

顕彰に関する内規

各賞において、授賞年月日・贈賞年月日は原則としてその賞の授賞・贈賞日とする。
ただし何らかの都合により授賞・贈賞日が定められない等の場合、変則的に発表日とする。
また、発表日より以前に受賞者が逝去された等の特別な場合には、決済日とする。

2020年10月9日理事会制定